

万博レガシー花火打上げ・ドローンショー運営業務 仕様書（※）

※ 契約時の仕様は、受託者の提案、受託者と市との協議により一部変更を加えたものとなります。

1 業務名

万博レガシー花火打上げ・ドローンショー運営業務

2 業務の概要・目的

本事業は、2025年大阪・関西万博及び本市で実施したりんくうEXPOをはじめとする万博関連事業等の取組を一過性のものとせず、その理念や成果をレガシーとして継承・発展させるとともに、本市の認知度や魅力の向上を図ることを目的とします。

3 業務実施場所

泉佐野市が指定する場所

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 委託業務内容等

事業目的を達成するため、イベントの企画・運営からイベントが終了するまでの間の一切の業務を実施します。具体的には、以下の業務を実施します。

なお、以下は、採択された提案に従って、受託者と市で協議の上、内容を変更し実際の仕様書に反映します。

（1）花火打上げ及びドローンショーの企画、実施計画の策定

事業目的に従って、花火及びドローンショーの構成・演出等を企画します。なお、打上げ場所については、りんくうアイスパーク北側沖合とします。

※ 実施時期については、令和8年7月～8月頃の連続する土曜日と日曜日で、花火打上げとドローンショーを各1日ずつ実施することを想定しています。詳細については、申請者に個別に案内しますので、別紙募集要領4.（2）を参照の上、令和8年2月25日までにメールにてご連絡ください。

（2）官公庁及び関係機関・団体との調整・許認可手続き及び情報共有

（3）本業務に必要な花火・機材等の準備と設置及び操作

（4）本部テントの設置（設置位置の所有者との調整等全て）

（5）資機材等の撤去、その他の原状回復

（6）花火打上げ時・ドローンショー実施時の安全対策

特に煙火消費時においては、過早発や低空開発、黒玉・筒ばね、不点火玉が発生しないよう、全ての作業工程において丁寧で安全な作業を全従業員に徹底し、降灰対策を含む安全で安心な煙火消費に取り組むこと。また、事故等が発生した場合に早期発見できるよう、煙火

消費場所の監視強化を図ること。

(7) 損害賠償責任保険（対人・対物）の付保

(8) 警備（警備計画の作成や路駐対策巡回警備等全てを含む）

花火打上げ・ドローンショーに関する告知・周知については、市報や市のSNS、チラシを中心
に「同日に開催されるイベントに合わせて花火・ドローンショーによる演出があります」という内
容で告知されることを前提として、必要な警備体制を見込んで提案してください。

(9) 完了報告書の提出

6 事業計画

受託者は、事業開始前に市と作業の手順、方法、日程等十分に打ち合わせの上、事業計画（任意）を提出すること。なお、変更の必要が生じ、かつ、その変更内容が適切と判断される場合は、変更した事業計画および支出内訳見積りを市に提出し、承諾を受けるものとする。

7 事業報告（定期・随時）

上記の事業計画に従って事業を実施し、その事業の進捗状況について事業計画と比較し、市に報告すること。また、市は、必要に応じて臨時に報告を求めることがあるので、協力すること。

8 事業完了後の実績報告・事業報告

事業終了後、事業目的・内容に沿った事業実施による定性的・定量的成果を記載した事業報告書（任意様式）を市に納入すること。また、本事業を通じて作成したその他の成果物がある場合は、市に納品すること。

9 関係法令等の遵守

受託者は、事業委託の実施にあたり、本仕様書及び関係法規を遵守すること。

10 書類の提出

受託者は、事業委託の実施にあたり、本仕様書に基づく必要な書類を市に提出すること。

11 委託対象経費

(1) 本事業に従事する者的人件費、事業費、再委託・外注費および一般管理費とする。

(2) 総事業費の算出において、一般管理費は、直接経費（人件費+事業費）×一般管理費率により算出し、再委託・外注費は、一般管理費を計算するうえで直接経費の対象外とする。また、一般管理費率は、その上限を10%とする。

12 支払いについて

(1) 市は、事業報告書を受領後、仕様書に基づく事項について仕様書どおり実施しているかを

確認次第、請求書を受領し支払うこととする。

- (2) 市は、受託者の提案した業績評価指標を大幅に悪化する場合や、事業の達成が見込めない場合等は、減額・返還を求めることができる。
- (3) 本事業に関連した者の人件費、事業費、再委託・外注費等の帳票類は5年間保管することとし、市の求めに応じ提出しなければならない。

1 3 花火打上げまたはドローンショー中止の場合の取扱い

以下の内容を基準に、採択者と双方で協議のうえ契約書・仕様書に反映します。

- (1) 受託者及び市の責によらない事情により、花火の打上げまたはドローンショーの実施が不可能と判断される場合は、市と受託者双方協議の上、中止を決定する。
- (2) やむを得ず中止を決定した場合、以下の基準を目安に、市と受託者双方協議の上、市は契約金額の範囲内で、実際に要した費用について支払い義務を負うものとする。
 - ① 実施日の1週間前（7日前の正午）までに中止が決定した場合
実施費用の50%の金額
 - ② 実施日の3日前（7日前の正午以降～3日前の正午）までに中止が決定した場合
実施費用の70%の金額
 - ③ 実施日当日（3日前の正午以降～当日）までに中止が決定した場合
実施費用の100%の金額

1 4 その他

- (1) 本事業により、作成、補正、改編された記録等の著作権は市に帰属する。
- (2) 事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、事前に市の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 個人情報を取り扱うときは、法令等の規定に基づき、適切に処理すること。
- (4) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については市に帰属する。
- (5) 本仕様書に記載の無い事項については、市と受託者双方協議の上、これを定めるものとする。
- (6) 企画提案時に提出した業績評価指標の達成が見込めない場合において、委託契約期間であっても、契約金額の変更、又は契約の解除を行う場合がある。
- (7) その他、事業の実施に際しては市の指示に従うこと。

以上